

時 期	復旧・復興段階
区 分	都市施設及び市街地
分 野	市街地
検 証 項 目	復興対象地区の設定

根拠法令・事務区分	被災市街地復興特別措置法
執 行 主 体	県（自治事務） 市町（自治事務）
財 源	自主財源
概 要	各市においては、1月下旬から2月上旬にかけて復興基本方針・指針を定め、面的整備事業を導入し、重点的に復興事業を推進する地区の位置づけを行った。 各市においては、2月中旬から3月上旬にかけて震災復興緊急整備条例を制定し、先に策定した復興基本方針・指針を踏まえて、「震災復興促進区域」や「重点復興地域」を指定した。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>2月26日、被災市街地復興特別措置法を制定し、阪神・淡路大震災による大規模な被害を受けた神戸市をはじめとする阪神地域及び淡路地域の市街地を緊急に復興し、防災性の高いまちづくりを実現するとともに、今後、大規模な災害が発生した場合にも即時に対応できるよう、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることにより2年以内での建築行為等の制限を行うことができるようにした。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p221]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>兵庫県は、平成7年2月初旬に、「兵庫県南部大地震震災復興整備条例（案）」を作成、各市町に示し、その制定を働きかけた。[『阪神・淡路大震災 住宅・都市の復興』兵庫県住宅都市整備課,p144-145]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （市町の成果を参照）</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>被害状況の調査</p> <p>震災当日から被害状況調査を行い、それに基づいて復興計画を策定するための検討を開始した。「震災復興計画に関する基本的な考え方」（平成7年1月26日）[岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似田貝香門・野田隆・山本剛郎『阪神・淡路大震災の社会学 第3巻 復興・防災まちづくりの社会学』昭和堂,p.69]、[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p59]</p> <p>・1月26日、神戸市は、「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示し、復興事業の適用方針のうち主なものは、以下のとおりである。</p> <p>面的に建築物が倒壊また焼失した被災市街地のうち、主要な区画道路が不足する地区については土地区画整理事業を適用する。</p> <p>被災市街地のうち特に都市基盤施設整備と一体的に建築物の整備を図る必要がある地区については、再開発事業を適用する。</p> <p>被災市街地における防災機能の向上及び道路ネットワークの形成を図るため、街路事業及び道路事業を適用する。</p> <p>記者発表資料「震災緊急復興市街地・住宅整備の基本方針」（平成7年1月31日）[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p59-60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』</p>

兵庫県,p156]

- ・震災復興緊急整備条例を制定し、被災した旧市街地の大半の地域について、「震災復興促進区域」の指定を行い、同地域での建築行為の届出・指導により、良質な市街地整備の充実を図る。あわせて「重点復興地域」を定め、面的な市街地整備事業の導入や良好な建築物の誘導等を積極的に進める。
- ・震災復興促進地域の指定については、山麓線以南の被災地域（約5,000ha）で復旧・復興対策が必要な区域とし、各種住宅供給手法による公的住宅の供給や地区計画制度による誘導などによって、優良な災害に強い住宅供給、市街地形成を図る。
- ・震災により倒壊・焼失した家屋が集中している区域のうち、都心機能の再生や災害に強い市街地としての整備が特に必要な地域において、面的な都市計画事業等を行う。これらの事業等を円滑に進めるうえで緊急措置として、建築基準法第84条の指定を行う。
「神戸市震災復興緊急整備条例」(平成7年2月16日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p59-60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p156-157]
- ・甚大な被害を被った市街地のうち、災害に強い街づくりを進める必要性のある区域を震災復興促進区域として指定できることとした。
- ・また、震災復興促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域を、重点復興地域として指定できることとした。
- ・神戸市震災復興緊急整備条例に基づいて、2月16日に六甲山南側市街地5,887haを「震災復興促進区域」に指定し、3月17日に、緊急かつ重点的に市街地整備・住宅供給を進める「重点復興地域」を指定した。

【西宮市】

- 西宮市：「西宮市災害市街地復興基本方針」(平成7年1月31日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p158]
- ・被害が集中している地区で、地区全体としての安全性の確保が必要な地区を重点面整備事業地区として、区画整理事業、市街地再開発事業等の面的・一体的な整備事業を実施する。
 - ・土地区画整理事業及び住宅市街地総合開発整備事業：森具地区、西宮北口駅北東地区
 - ・市街地再開発事業：阪神西宮駅南地区
 - ・住環境整備事業：JR西宮駅北地区

【芦屋市】

- 「芦屋市震災復興事業基本方針」(平成7年2月7日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p160-161]
- ・被災が特に集中している地区で、安全性の確保のため地区全体での取り組みが必要な地区においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業により、市街地の新たな形成を図る。
 - ・土地区画整理事業：中央地区、西部地区
 - ・市街地再開発事業：JR芦屋駅南地区
 - ・住環境整備事業：若宮地区
- 「芦屋市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月18日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p161-162]
- ・甚大な被害を被った地域が連たんする市街地で、震災復興事業等との整合性を図りつつ、災害に強い街づくりを進める区域を震災復興促進区域として指定できることとした。
 - ・また、震災復興促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及びその他の甚大な被害を被り、かつ、災

害に強い街づくりの観点から、特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域について、その地域の整備目標を定め、その地域を重点復興地域として指定できることとした。

【伊丹市】

「伊丹市震災復興基本指針」(平成7年2月21日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p163-164]

- ・震災復興促進区域については、倒壊が著しく市民生活に重大な支障を生じ早期の復旧を図る必要のある阪急伊丹駅周辺と倒壊家屋等が集中し復旧・復興対策が必要な周辺の旧村落部を指定するものとする。このうち、旧村落部においては、各種住宅供給手法による公的住宅の供給や地区制度の導入による誘導などによって、災害に強い優良な市街地形成を図るとともに、住宅の供給を行う。

- ・重点復興地区は、公共施設及び建築物に重大な被害を受け、市民生活に重大な支障が生じている阪急伊丹駅周辺とする。本地域においては、市民生活の利便性の早期回復を図るとともに、災害に強いまちづくりの観点から都市基盤もあわせて整備する。

「伊丹市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月24日公布施行)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p165]

- ・甚大な被害を被った市街地で、震災復興事業等との整合を図りつつ、災害に強いまちづくりを進める区域を震災復興促進区域として指定できることとした。
- ・また、震災復興促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強いまちづくりの観点から、特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域について、その地域の整備目標を定め、その地域を重点復興地域として指定できることとした。
- ・当該条例に基づいて、重点復興地域として、阪急伊丹駅周辺を指定した。また、震災復興促進地域として、荒牧地区、西野地区、阪急伊丹駅周辺地区、鴻池地区、池尻地区を指定した。

【宝塚市】

「宝塚市震災復興基本方針」(平成7年2月8日)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p166-167]

- ・住宅地、商業地において、倒壊家屋の集中の程度、道路等都市基盤施設の整備状況、建築物の種類、地域特性・整備課題や震災以前からの地区整備への取り組み状況等を考慮し、地区の復興を進める上で面的事業の実施が必要な地区を「重点復興地区」とする。

- ・また、被災状況、地域特性から個別建て替えを誘導すべき地区についても、地区の基幹となる道路等都市施設の整備が必要な地区については、当該施設と併せて重点復興地区とし、施設の整備と併せた地区の復興を推進する。

- ・重点復興地区としては、仁川駅を始めとして4地区を位置づけた。

「宝塚市震災復興緊急整備条例」(平成7年3月27日公布施行)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p60]、[『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 - 阪神・淡路大震災復興事例を通して』兵庫県,p168-169]

- ・当該条例に基づき、甚大な被害を受けた地域が連たんする市街地のうち災害に強い街づくりを促進する必要がある区域を「震災復興促進区域」に、またそのうち特に緊急かつ重点的な施策を行う地区を「重点復興地区」に指定した。

- ・震災復興促進区域については、家屋解体申し出等に基づき、町丁単位で被災率、被災戸数を判定し対象区域とするとともに、隣接する街区等で被災度の高い区域について、これを含め、復興の

	<p>ための整備方針の策定と併せて約495haを指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、重点復興地区について、「震災復興基本方針」を踏まえ、 売布神社駅前地区、 膠駅前地区、 宝塚駅前地区（以上、市街地再開発事業）、 中筋JR北地区（土地区画整理事業）の合計4地区を指定した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 阪神・淡路大震災復興事例を通して』（兵庫県）においては、事業手法選択にあたっての留意点と工夫として、以下を指摘している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法の選択にあたっては、地区特性（公共施設の整備状況、宅地規模、権利関係）を把握し、復興の目標を明確にし、復興に必要な事業やどのようなまちにするのかを住民に分かりやすく説明をして、手法を選択する必要がある。 ・選択にあたっては、震災前からのまちづくりの取組経緯（継続性が合意形成を速める）や周辺地区における手法選択状況（事業手法の違いによる不公平感）まちの将来像の理解しやすさや工区区分も含めた適切な事業規模（地域住民の合意形成の図りやすさ）等も留意して行う方が効果的であった。 ・単独の事業手法の活用では、権利者の生活再建や事業推進の面で不十分となる場合が多いことから、複数の事業手法をお互いに補完しあう形で積極的に組み合わせ活用することも有効であった。 ・平成15年度に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の一部の改正が予定されておりなかでも防災街区整備事業については、権利変換手法による土地・建築物の共同化を基本としながら、申し出により宅地から宅地への権利変換を認める事業手法であり、今後の復興市街地整備事業の新たなメニューの一つとなると考えられ、今後、手法の研究が必要である。 <p>資料：『復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書 阪神・淡路大震災復興事例を通して』（兵庫県）より抜粋整理</p>	
課題の整理	
今後の考え方など	
<p>復興10年総括検証においても復興まちづくり事業には早期・柔軟・多様性の確保の重要性について提言がなされている。（兵庫県）</p> <p>震災復興の貴重な経験や教訓を、これからの新しいまちづくりに継承・発展させていくことが重要である。神戸の特性を生かして、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応できるようなまちづくりを総合的に進めていくとともに、都市の基盤づくりやすまいづくりに関する施策が有機的に連携し、地域特性を大切に個性豊かなまちづくりに市民と協働で取り組む。（神戸市）</p> <p>震災による経験を踏まえ、本市の地域特性を生かした復興のまちづくりを進めるために、市民・事業者・行政の協働が必要。（尼崎市）</p>	